

JILPT アーカイブ No.193

「最低賃金に関する調査」（労働政策研究報告書 No.44）の Read me

本アーカイブデータについて、注意が必要な箇所を以下に示しました。

1. 無回答は「999999999999」、非該当は「888888888888」で統一されています。
2. 本データには調査票の調査項目に対応する変数のほか、以下の変数が含まれています。
 - ・産業別最低賃金の適用有無を表す変数（変数名「flag」）
 - ・最低賃金の正確な認識の有無を表す変数（変数名「ninshiki」）
 （なお、表 6-21～6-29 については、flag=1& ninshiki=1&Q21=1 で集計されています。）
3. 秘匿化のため、自由記述回答の内容は含まれていません。また、秘匿化のため、以下の表に示す変数はカテゴリ化されています。

調査項目	変数名	カテゴリー数	各カテゴリの内容(ラベル)
問 8 1時間あたりの地域別最低賃金額	q8_ca	11	599 円以下、600～649 円、650～699 円、700～749 円、750～799 円、800～849 円、850～899 円、900～949 円、1000～1049 円、 (1050～1999 円は該当無し) 2000 円以上、無回答
問 13 賃金水準別の人数割合 (正社員) 問 14 賃金水準別の人数割合 (パートタイム) 問 15 賃金水準別の人数割合 (アルバイト) 問 22 賃金水準別の人数割合 (正社員) 問 23 賃金水準別の人数割合 (パートタイム) 問 24 賃金水準別の人数割合 (アルバイト)	q13_1_ca ～ q15_3_ca, q22_1_ca ～ q24_3_ca	8	該当する従業員はいない、20%未満、20～40%未満、40～60%未満、60～100%未満、全員が該当する、無回答、非該当

4. なお、問 3<問 4、問 4 付問 1<問 4、問 3<問 5、問 5 付問 1<問 5 となっているケースが許容されています。また、問 10 付問 1、問 11 付問 1、問 12 付問 1 は、それぞれ問 10、問 11、問 12 の該当すべてで、選択されていない番号の記入も許容されています。必要に応じ、適宜、統計的な処理を行ってください。

5. なお、一部図表等について、正しくは下記通りです。

- ・ p.220 表 6-5 産業別・本当に地域別最低賃金額を知っている事業所の割合
「卸売・小売業等」(合計) 446
- ・ p.222 図 6-9 産業別・地域別最低賃金額の認識経路
「その他」の「マスメディア」 6.1
- ・ p.224 図 6-11 正社員の賃金決定要素(多重回答)
「仕事の困難度」 44.6
- ・ p.225 図 6-13 正社員の賃金決定要素(最も重視するもの)
集計対象: 402 件
「産業別最低賃金」 2.5
「同じ地域の従業員の賃金相場」 6.5
「同じ職種の従業員の賃金相場」 22.9
「経験年数に応じて」 26.9
「年齢に応じて」 6.2
「仕事の困難度に応じて」 25.9
「その他」 5.7
- ・ p.226 図 6-14 産業別最低賃金適用事業所・非適用事業所別正社員の賃金決定要素(最も重視するもの)
「地域別最低賃金」 2.1(適用) 5.6(非適用)
「産業別最低賃金」 3.3(適用) 1.3(非適用)
「同じ地域の従業員の賃金相場」 6.2(適用) 6.9(非適用)
「同じ職種の従業員の賃金相場」 26.3(非適用)
「経験年数に応じて」 28.1(適用) 25.0(非適用)
「年齢に応じて」 7.4(適用) 4.4(非適用)
「仕事の困難度に応じて」 26.4(適用) 25.0(非適用)
「その他」 5.8(適用) 5.6(非適用)
- ・ p.227 図 6-17 パートタイム労働者の賃金決定要素(最も重視するもの)
集計対象: 254 件
「地域別最低賃金」 5.9
「産業別最低賃金」 7.1
「同じ地域の従業員の賃金相場」 34.6
「同じ職種の従業員の賃金相場」 5.9
「経験年数に応じて」 16.1
「年齢に応じて」 0.4
「仕事の困難度に応じて」 26.0
「その他」 3.9

- p.227 図 6-18 産業別最低賃金適用事業所・非適用事業所別パートタイム労働者の賃金決定要素（最も重視するもの）
 - 「地域別最低賃金」 5.5（適用） 6.4（非適用）
 - 「産業別最低賃金」 9.0（適用） 4.6（非適用）
 - 「同じ地域の従業員の賃金相場」 35.2（適用） 33.9（非適用）
 - 「同じ職種の従業員の賃金相場」 4.1（適用） 8.3（非適用）
 - 「経験年数に応じて」 17.2（適用） 14.7（非適用）
 - 「年齢に応じて」 0.7（適用）
 - 「仕事の困難度に応じて」 24.1（適用） 28.4（非適用）
 - 「その他」 4.1（適用） 3.7（非適用）

- p.230 図 6-21 アルバイトの賃金決定要素（最も重視するもの）

集計対象：140 件

 - 「地域別最低賃金」 6.4
 - 「産業別最低賃金」 4.3
 - 「同じ地域の従業員の賃金相場」 35.7
 - 「同じ職種の従業員の賃金相場」 5.7
 - 「経験年数に応じて」 18.6
 - 「年齢に応じて」 2.9
 - 「仕事の困難度に応じて」 25.7
 - 「その他」 0.7

- p.231 図 6-22 産業別最低賃金適用事業所・非適用事業所別アルバイトの賃金決定要素（最も重視するもの）
 - 「地域別最低賃金」 5.8（適用） 7.4（非適用）
 - 「産業別最低賃金」 4.7（適用） 3.7（非適用）
 - 「同じ地域の従業員の賃金相場」 33.7（適用） 38.9（非適用）
 - 「同じ職種の従業員の賃金相場」 3.5（適用） 9.3（非適用）
 - 「経験年数に応じて」 24.4（適用） 9.3（非適用）
 - 「年齢に応じて」 1.2（適用） 5.6（非適用）
 - 「仕事の困難度に応じて」 26.7（適用） 24.1（非適用）
 - 「その他」 0.0（適用） 1.9（非適用）

- p.256 本文中の誤植 抑制割合が 4.8%